

事 務 連 絡

平成20年2月22日

医療提供体制施設整備交付金関係者 様

厚生労働省医政局看護課予算係

平成20年度医療提供体制施設整備交付金交付要綱（案）の訂正について

平成20年2月18日医政指発第0218001号厚生労働省医政局指導課長通知により、各都道府県ご担当者様宛に事業計画の提出依頼をさせていただいているところでございます。

今般、当該通知内の標記に係る一部について、別添のとおり訂正がございましたので、ご連絡をさせていただきます。

※ 平成20年度医療提供体制施設整備交付金交付要綱（案）

（交付対象事業）

4 本交付要綱において交付金を充てることができる事業は、次に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）とする。

(14) 院内助産所・助産師外来施設整備事業

平成 年 月 日医政発第 号厚生労働省医政局長通知「院内助産所・助産師外来開設促進事業等の実施について」に基づく院内助産所・助産師外来施設整備事業

(28) 病院内保育所施設整備事業（一部改正予定）

平成17年4月1日厚生労働省発医政第0401037号厚生労働事務次官通知「病院内保育所運営事業の実施について」に基づく病院内保育所施設整備事業

（交付金事業者）

5 都道府県から整備に要する経費の一部を受けて交付対象事業を実施できる者は、次の者（以下「交付金事業者」という。）とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。

(1) 4の(1)から(31)に掲げる交付対象事業

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者

ただし、(11)、(16)及び(22)の交付対象事業を実施できる者は、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会（以下「公的団体」という。）並びに国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に限る。

また、(9)、(20)、(24)、(26)及び(27)並びに(29)から(31)に掲げる交付対象事業を実施できる者は、公的団体を除く者（以下「民間事業者」という。）に限る。

別表2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(14)院内助産所・助産師外来施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 30㎡	院内助産所・助産師外来の開設に必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(28)病院内保育所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 収容定員×5㎡ (ただし、30人を限度とする。)	病院内保育所の開設に必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

別表3 地域別1平方メートル当たり単価表

(単位：円)

事業区分	種目等	構造別	地域区分			
			A	B	C	D
(14)院内助産所 ・助産師外来 施設整備事業		鉄筋コンク リート	165,000	157,100	149,200	141,400
		ブロック	144,100	137,200	130,300	123,500
		木造	165,000	157,100	149,200	141,400
(28)病院内保育 所施設整備事業		鉄筋コンク リート	153,000	145,700	138,400	131,100
		ブロック	134,000	127,600	121,200	114,800
		木造	153,000	145,700	138,400	131,100

※朱書き部分が訂正箇所。